

万葉集一七三一番「布麻越者」について

宮川久美

MIYAGAWA Hisami

キーワード 万葉集 正倉院文書 越す

一 はじめに

山科の 石田の社に 布麻^{ぬま}越^こ者

けだし我が妹に直に逢はむかも

(万葉集卷九一七三二)

の「越者」の読みについては、木下正俊氏が『万葉集語法の研究』の中の「使役と他動——二つのコスを中心として——」(初出は『萬葉』二十三号所収「来す」と「越す」)において、「オカバ」と読まれた。その後、西宮一氏氏が『萬葉』第三十九号所収「布麻越者」について(一九六一年)において「コサバ」と読まれ、「運ぶ・渡す・遣る(神に対しては「捧げる」となる)」の意を持つ「コス(越)」がそのまま用いられているとされた。しかし、近年は、たとえば、伊藤博氏の『萬葉集釋注五』(一九九六年)において、両説を紹介しつつも「置かば」とよまれ、『新編日本古典文学全集 萬葉集2』(一九九五年)

も、『新日本古典文学大系 萬葉集』(二〇〇〇年)も木下説をとっている。木下氏は、根拠として『名義抄』に

奠 オク タテマツル

越 コユ ココニ オク オイテ コレニヨイテ

とあることを挙げ、「越」は「奉獻する」の意で「オク」と読んでよむとされている。

『新編日本古典文学全集 萬葉集2』は、「越」は『名義抄』に「オク」の訓があり、『広雅』釈語に「渡也」とあるのを挙げて、ここは「渡す」意だとする。『新日本古典文学大系 萬葉集2』も「渡す」意とする。

確かにヌサと言えば、たとえば、万葉集では、

佐保過ぎて 奈良の手向けに 置幣^{おきぬさ}者… (卷三三三〇〇)

…相坂山に 手向草 絲取置而… (卷十三三三三三七)

天地の 可未^{かみ}尔^{にぬ}奴^{おき}佐^さ於^お伎^き いはひつつ… (卷二十一四四二六)

のように、「(とり)おく」と詠む例があるので「ヌサオク」という読みには違和感はない。しかしながら、「越」という字のもっとも普通の読みは「コス」であり、名義抄の訓が、これを敢えて「オク」と読む根拠になるのかどうか、考察したい。

二 「越す」

「越すコス」は「越ゆ」の他動詞で、本来、「越えさせる」意であるとされている(大岩正伸一九四一年、有坂秀世一九四四年)。人や鳥などの生物には「越ゆ」が用いられ、風波などの無生物には「越す」が用いられたことが指摘されている。このことについて木下氏は、前掲

書において「風越す」「波越す」が、それぞれ風の神や海の神が風浪をして山や磯を越えさせるのだと考える古代的思考の名残だと考察されている。『日本国語大辞典 第二版』（二〇〇一年）の「こす【越・超】」の項の「語誌」はこれらに基づいた記述をしている。移動の方向については、「一方から他方へやる、物の上を通過して、向こうにやる。渡す。運ぶ。越えさせる。」とし、こちらからこちらへ、また、あちらからこちらへ、という区別はないものと考えられているようである。木下氏も、移動の方向については、「ひと」から「われ」なのか、「われ」から「ひと」なのかの別は無規定である、とされている。ここでは、単に移動のみを意味して移動の方向性が無規定なのかどうか、再検討してみたい。

A 大坂に 継ぎ登れる 石群を 多誤辞珥固佐麿 固辞介氏
務介茂むかほ (崇神紀十年九月一歌謡一九)

(大坂山に麓から頂上まで続いている石群だが、手渡しで運べば運ぶことが出来るだろう)

B 自山多和引越御船逃上行也 (記垂仁)

(山の鞍部より御船を引き越えさせて、逃げ登りゆく)

C 藤原宮の役民が作る歌

やすみしし 我が大君 高照らす 日の皇子 荒たへの 藤原
が上に 食す国を 見したまはむと みあらかは 高知らさむ
と 神ながら 思ほすなへに 天地も 依りてあれこそ 石走
る 近江の国の 衣手の 田上山の 真木さく 檜のつまでを
もののふの 八十宇治川に 玉藻なす浮かべ流せれ そを取る
と 騒ぐ御民も 家忘れ 身もたな知らず 鳴じもの 水に浮
き居て 我が造る 日の御門に 知らぬ国 よし巨勢道より

我が国は 常世にならむ 凶負へる 奇しき亀も 新た代と

泉の川に 持越流 真木のつまでを 百足らず 筏に作り の
ぼすらむ いそはく見れば 神からならし (万葉集卷一五〇)

(天皇が藤原に都を造営しようとお考えになると、天地の神々も服従しているからこそ近江の田上山の檜丸太を宇治川に浮かべ流しているのだ。それを取ると騒ぐ人民も家も我が身のことも忘れて鴨のように水に浮かんで、泉の川に持ち運んできた真木のつまでを筏に作って川をさかのぼらせるのだろう。精出して働いているのを見ると神の御意のままらしい。)

D 垣越しに犬召越 鳥獵する君 青山の 葉繁き山辺に 馬
休め君 (万葉集卷七一二八九)

(垣越しに犬を呼び越えさせて鷹狩りをしている君よ。葉の茂った山辺に、馬を休ませなさいよ)

E 広橋を馬古思がねて心のみ妹がり遣りて吾はここに
にして (万葉集卷十四一三五三八)

(広橋を馬に越えさせかねて心のみ妹のもとに遣って私はここにいて)

F 我が背子を 莫越の山の 呼子鳥 君呼び返せ 世のふけぬ
とに (万葉集卷十一一八二二)

(我が背子を越えさせるなというなこし山の呼子鳥よ、あの人を呼び返しておくれ、夜の更けない内に)

G 礫にも投越都倍吉 天の川 隔てればかも あまたすべなき
 (万葉集卷八一五二二)

(投げれば石にでも越えさせてしまうことが出来そうな天の川なのに、その天の川が隔てているからか、どうしようもな

く切ない。)

これらの例は、いずれも人が物をして越えさせる、移動させる意である。「犬呼び越して」、「馬越しがねて」の場合、「犬」や「馬」が意志を持って垣や広橋を「越え」るのではなく、人が意志を持って犬を呼んで垣を越えさせる、馬をして広橋を越えさせるので「越す」を用いている。移動の方向性は、Aは、箸臺造営の地をこちらとすれば、あちらからこちらへ運ぶと考えてよいだろう。Bは本牟智和氣御子が肥長比売に追われて出雲から大和へ逃げ上るところで、船を山の鞍部から引張り越えさせるといのである。肥長比売の領域である出雲から大和の方へ、すなわち、あちらからこちらへ、と考えてよいかと思われる。Cは作者が藤原の役民自身であるかないかにかかわらず、「いそはく見れば」というのだから泉の川にいて見ているのであろう。すると田上山から宇治川を流してここ泉の川まで持ち運んできた、ということになるから、あちらからこちらへの移動ということになる。Dの「召^よび越す」場合、向こうからこちらへ来させる、Eは、「心のみ妹がり遣りて」馬は越えさせかねて、というのであるからこちらから向こうへ遣る、と考えてよいだろう。Fは「呼び返せ」「越えさせるな」と言うのだからこちらからあちらへ遣る、Gはこちらからあちらへ、石ころでも越えさせることができるのに、自分は越えて行けない、というのである。

このように、移動の方向性は、こちらからあちらへ遣るといふもの、あちらからこちらへ来させるというもの、といずれもあることがわかる。しかし確かに、「物をつかわす」「物を寄越す」という意味を明確に持っているわけではない。従って、辞書も「越す」にそのような意

味は挙げていない。

たとえば、『日本国語大辞典第二版』は、「こす【越・超】」の項では、「一方から他方へやる。物の上を通過して、向こうにやる。渡す。運ぶ。越えさせる。」の意として、AとEを例に挙げている。そして、「こす【遣】」の項を別に立て、「人や物などをよこす。つかわす。」とし、「筑紫より来たる人にすだれがは請ふを、いままとてこさねば」(類従本兼澄集 一〇一二年頃)、「嵯峨天皇の御代かよ、小野篁を大國へこし給とききて」(古今連談集 一四四四―四八年頃)「鱸は三本まで手前であれば、是を一本越^こべし」(浮世草子―本朝桜陰比事五・四一六八九年)などの時代の下った例を挙げている。

また、たとえば、『角川古語大辞典』は、「こす【越】」の項で、「途絶えや隔てなどの障害の上を通過して、その向こう側に至る意。」とし、その①「越えさせる。使役的な意味を含む」として、A・Cを挙げる。その②「通過しにくい所を通過する」の意として、Eのほか、「(逢坂ノ関ヲ) こさむとおもふに」(平中物語)「大井川なんぞ越す時は」(雑兵物語・下)「高円の尾花吹き故須^こ秋風に」(万葉集・四二九五)「浦ちかくふりくる雪は白波の末のまつ山こすかとぞみる」(古今集・冬)などの例を挙げる。以下、③④⑤⑥として、「行く」の意の「御身たちは鎌倉へこすべきなり」(御伽草子・唐糸草子)や「後ろから来た者が先に進んでいる者よりも前に出る」意のものなど時代の下った例を挙げていて、「人や物などをよこす、つかわす」の意味は挙げていない。

しかしながら、正倉院文書に、明確に「人や物などをつかわす」意で用いられている「越す」が見出される。

三 正倉院文書に見える「越す」

謹解

可雇進越梓流川道知人等

右人等雇定可進越、但食功常有限、然川水太、故日不廻流来矣

天平寶字六年七月十九日

後啓 鮮年魚等類

右、依比日之間川水甚太、此河鵜甘不住、又、不作網代、仍雖東西走求、都不得彼實、伏恐、使空進越有無礼歟、誠恐謹啓、

同日宇治麻呂解

(読み下し)

謹みて解す

桴いかたを流す川道を知れる人等を雇ひて進たてまっり越こすべきこと。

右の人等雇ひ定めて進り越すべし。但し、食功は常に限り有り、然して川の水は太おほし。故に日を廻らさず流し来せ。

天平寶字六年七月十九日

後に啓す

鮮あせつけき年魚等の類

右、このごろ川水甚だ太おほきに依りて此の河に鵜甘住うかひまず、又、網代を作らず。仍りて東西走り求むといへども、都て彼の実を得ず。伏して恐る。らくは、使ひを空しく進たてまっり越こし、礼无きこと有らむかと。誠に恐れ謹みて啓す。

同日宇治麻呂解す

(正倉院文書 続修第三十卷第十紙・『大日本古文書』第五卷二五二頁)

これは、宇治司の宇治麻呂から造石山院所に宛てた解文で、事務連絡のついでに啓の形で追伸を記している。内容は、材木をいかに組んで流す川道を知っている人夫を雇ってそちらに送るつもりだが、その賃金と食料には限りがあり、川の水も多いのだから日を延ばさずに早く流してよこしてください。(追伸) 新鮮な鮎などの事です、このごろ川の水量がとも多くて、鵜飼いをやっておらず、網代も作っていない。それであちこち走り回って求めましたが全くその実を得ません。使いを手ぶらでそちらにさしあげ、ずいぶん失礼なことと恐れております、の意と解することができます。

この解文の日付である天平寶字六年七月頃は、石山寺の造営が終わって、勢多津から宇治津へ、さらに木津川の泉津へと水運を利用して残材が奈良へ廻漕されていた。石山からの要求により、同年七月二十三日までには宇治司から桴工二人(土師石国と民鑑万呂)が進上され、運漕料の交渉から仕事の請け負い・銭の支払い・二人の桴工の宇治司への返向までの過程がたどれる記録が正倉院文書に見えることは、すでに歴史家の研究によって明らかにされている(岡藤良敬一九七八年二二頁―三三頁・吉田孝一九八三年三〇九頁など)。この解は、造石山院所の要求に対して、宇治司が、この時はまだ桴工の名前までは決定していないが、とにかく桴工を二人そちらに送るといふ返事を出したものである。

「進越」は、正倉院文書の中でもこのみに見え、漢文としてもあまり例を見ないが、

夫修德以錫符、奉符以行事、不為進越也 (漢書 司馬相如伝下)

のように、僭越なさまを言う。しかし、この文書に現れた、「進越」はそのような意味としては意が通じず、漢文ではなく、日本語を表記

するための漢字であったと考えるべきであろう。そうすると、右に読
き下したように読んでよいのではないかと思われる。ここでの意味は、
「進」(タテマツル)は献上する、差し上げるの意、「越」(コス)はこ
ちらから相手にものをつかわす意であろう。

もう一例、次のようなものがある。

造石山院所解 申可障作物事

一進上錢壹伯文 漆伍夕許并墨繩等可買價

(略)

一食米預可施愛智郡米、至今日未到、若買可用者、上寺越

米、以錢四百廿文充價賣、此買用哉、仰請處分

(略)

一告朔者、依未畢、不得進上、然以月四日、持將參上、

右、條事等、附弓削伯万呂、申送如件、以解、

六年七月二日 下

(正倉院文書 続統修 第十八帙 第三卷第三一—三二紙

・『大日本古文書』第十五卷—二一九頁)

この文書は、造石山院所の下道主から奈良の安都雄足への報告書の
下書きである。ほとんど終盤となった工事の進捗状況を報告するとと
もに、食米を買って用いるべきかどうか、伺いを立てている。「上寺
越米」の「上寺」は石山寺のことであるが、この条は次のように読み
下してよいであろう。

〈読み下し〉

食米は預め愛智郡の米を施すべくも、今日に至るも未だ到らず、
若し買ひて用う可くは、上寺に越す米、錢四百廿文を以て價に

充て賣ちるむ。此れ買ひ用るむ哉、處分を仰ぎ請ふ。

内容は、食米は前々より、愛智郡にある東大寺の莊園から進上され
る租米を充てるべきこととなっていたが、今日に至ってもまだ進上さ
れていない。もし、買って用いるべきならば、石山寺につかわす米を、
錢四百二十文を以てその価に充て、もちいようと思います。此を買っ
て用いるべきでしょうか、処分を仰ぎ請います。というのであろう。
「上寺越米」は「上寺に越す米」と読み、「上寺につかわす米」の意と
考えられる。そう考える理由は次のとおりである。

造石山院所の事業費に愛智郡の天平宝字四年の租米が充てられるこ
ととなっていたが、なかなか進上されず、そのため、造石山院所は石
山寺や石山寺写経所や安都雄足個人の米を借りて工事に雇った人々の
食米を確保せざるを得なかったという事情があったことが『大日本古
文書』の石山寺造営関係文書から知られる。これについてもすでに歴
史家によって詳細な研究がなされている(福山敏男一九四三年 三九五頁
～三九七頁・吉田孝一九八三年 三〇二頁～三一一頁)。

造寺所黒米報進文案(『大日本古文書』卷十五—二四八～二五〇頁)
によると、天平宝字六年三月二十七日から四月二十六日まで五回に
わたって計二十石の米を石山寺から借りており、それを四月十二日か
ら十一月二十九日にわたって少しずつ返済し続け、残り六十六斗を全
部まとめて三十日に返済するとしている。八月中の返済総額と内訳と
が合わないなど、齟齬はあるものの、造石山寺所食物用帳と経所食物
下帳とを参照して、返済状況を一概にし、愛知郡からの米の進上状況
を付した表を作成してみた。造石山寺所食物用帳と経所食物下帳の復
原は岡藤良敬(一九八五年)によった。

表を一見して明らかかなように、五月以降に米の動く方向は造石山院

所から石山寺に向かつてである。経所食物下帳は八月からしか残っていないが、写経所の米を造石山院所に貸す形で石山寺に送っている場合も多い。

愛知郡からの米の進上は六月四日に四石納入されて以降七月六日に三石進上されるまで途絶えている。造寺料錢用帳（『大日本古文书』巻四―五三三頁）の七月の記録（同巻五―三六二頁―三六八頁、三六九頁―三七一頁）を見ると、「経所仕丁雇功内借用」「経所雇夫功内」などとする割り注が多く見られ、写経所の仕丁や雇夫の功賃として取りのけておいた金を借用して造石山院所の必要経費に充てていたことがわかる。「経所白米価内」「経所米賣価内」という割り注も多い。たとえば、七月二十七日条には、

廿七日下午錢貳貫漆伯拾五文（経所米賣価内）

一貫六百八十文白米四俵価（俵別四百廿文）

一貫卅五文黒米三俵買価（俵別三百卅五文）

右、附丸部男公、買米如件、

（『大日本古文书』巻五―三六七頁）

とあり、写経所の米を売った金を借りて、白米と黒米を買っている。

四百二十文で白米一俵買えたことがわかる。

八月十九日条（同巻五―三七一頁）には

十九日下午錢貳伯捌拾文（経所仕丁功内） 黒米五耐買

右、上寺借用米分、買上如件、

とあり、石山寺に借りた米を返済する分として、写経所の仕丁の功賃から錢二百八十文を借りて黒米五斗を買い、石山寺につかわしている。これは造石山寺所食物用帳の記事とも一致する。

このような状況から、例示した解文は、造石山院所で働く人々に食

べさせる「食米」に窮乏したため、石山寺に返済する分として取りのけておいた米を四百二十文の錢でその価に充てて、用いたいと言っていると推察するのが、もっとも事情に合っていると考えられる。ちなみに、このころ四百二十文で一俵の白米が買えたことは先の造寺料錢用帳の七月二十七日条（巻五―三六七頁）で見たとおりである。以上のことから「上寺越米」は「上寺に越す米」と読んで、「上寺につかわす米」の意と解することができる。

四 「布麻越者」の読み

こちらからあちらにものをつかわす意で「越す」が用いられるならば、はじめに挙げた、「布麻越者」は西宮氏（一九六一年）の説の通り、「ぬさこさば」と読めばよいのではないだろうか。

名義抄に「越」を「オク オイテ コレニヲイテ」と読むのは、木下氏も述べておられるように、漢字としての「越」に前置詞用法の「於」の意があるところから来た訓であろうし、「於」のオイテと「置」のオクとは意味も用法も異なると思われる。

また、同じく名義抄に「奠」を「オク タテマツル」と読むのは、神仏の前に供え物を置くことがすなわちたてまつることになるからであって、「越」を「オク」と読むことの証にはならないだろう。

ぬさは万葉集では、オクのほか、トリムク（六二、三三三六）、マツル（二〇三三、三三二七、四〇〇八、四三九一、四四〇二、四四〇八）タテマツル（二〇六九）などと詠む。また、「神の社に我が掛けし幣は賜らむ」（五五八）という歌もある。幣を、神にとり向けることはすなわち、神にたてまつること、差し上げることである。神の前に置いたり、神

の社に掛けたりというのも、つまり、神にたてまつる事の具体的動作である。「越す」は、置いたり、掛けたりという具体的動作ではなく、たてまつると同じように、こちらからあちらへつかわす意である。「進越」はその「たてまつる」と「越す」を同じ意味の語を二つ重ねる複合語としたものであろう。

「越」は漢字として「渡」の意味も持つ。河を越えることは渡ることであり、河を越えさせることは渡すことであるからであらう。しかし、「越」に漢字として「渡す」意があるから、こちらからあちらに物をつかわす意の字として使用されたのではなくて、もともと「越す」という日本語にこちらからあちらに物をつかわす意があったのだと考えられる。

万葉集の言葉を明らかにするのに、今まで、辞書の訓を参考にすることが多かった。確かに辞書は規範意識があるために、古い言葉も維持されやすい。しかしまた、辞書の訓はそれが収録されるに当たって様々の経緯があると考えられ、どのような意味でその訓がついているのか迷わされることもある。正倉院文書は、同時代資料であり、ある言葉の使用された状況が、たとえば以上述べたように、かなりはっきり判明する。状況の中の言葉の使用を見ることによって言葉の意味は明確になるだろう。

このようにして、「越す」が「越えさせる」意だけでなく、明確にこちらからあちらへ物をつかわす意を持っていたことがわかると、対義である「向こうからこちらへ寄越す」意をも持っていた可能性も指摘できる。第二節で、「越す」の移動させる方向性が、「こちらから向こうへ」と「向こうからこちらへ」との両方向あったこともその可能性を支持するだろう。

一方で、「向こうからこちらに寄越す」意味の語として「来」の他動詞形「来す」「コス」がある。「越す」「コス」とは仮名が異なる。しかしながら、「越す」の「向こうからこちらへ寄越す」の意と意味は非常に近く、それが、木下氏が指摘されたような、両者が混同される理由となったこともいっそう認めやすくなるだろう。

引用文献

- 有坂秀世（一九四四年）「新撰字鏡に於けるコの仮名の用法」『国語音韻史の研究』明世堂書店 188頁
- 大岩正伸（一九四一年）「藤原宮之役民作歌の『持越流』」『文学』昭和十六年十二月号
- 岡藤良敬（一九七八年）「造石山寺所の請負的雇傭労働力」『続律令国家と貴族社会』吉川弘文館 二二二頁—二二三頁
- 岡藤良敬（一九八五年）『日本古代造営資料の復原研究』法政大学出版会 三二六—三四八頁、四四六—四六一頁
- 木下正俊『万葉集語法の研究』（一九七二年）塙書房 三二—三三頁
- 小島憲之 木下正俊（一九九五年）『新編日本古典文学全集 万葉集』二四—一頁
- 佐竹昭広・山田英雄・工藤力男・大谷雅夫・山崎福之（二〇〇〇年）『新日本古典文学大系 万葉集』三五—六頁
- 西宮一民（一九六一年）「布靡越者」について『萬葉』第三十九号所収
- 福山敏男（一九四三年）『日本建築史の研究』三九五頁—三九七頁 初出は「奈良時代に於ける石山寺の造営」（『宝雲』五・七・十・十二）一九三三年—一九三五年
- 吉田孝（一九八三年）『律令国家と古代の社会』三〇九頁 岩波書店 初出は「律令時代の交易」（『日本経済史大系1』所収）（一九六五年）

注1 次頁の表参照。

注2 「来す」コスと同語源の、「くしてほしい」の意の「コス」に、ただ

一例、次のような仮名違いの例がある。

絶ゆといふことを有超名湯目ありこすなゆめ (万葉集卷十一―二七二)

木下氏は『万葉集語法の研究』二二三頁に、「どうしてこのような仮名づかいの誤った表記がなされたのか、これこそ、ときに音声の差を無視するほどに「来す」と「越す」とが近かったことを示す例である。」とされる。
(二〇〇八年十一月三十日)

この論をなすに当たり、松尾良樹先生・杉本一樹先生からご教示を受けた。また、福山敏男(一九四三年)については黒田洋子氏のご教示を受けた。ここに記して感謝の意を表します。

日付	借黒	返報白米(斗)	返報黒米(斗)	日付	白米(斗)	黒米(斗)	日付	白米(斗)	黒米(斗)	愛知郡から進上	
3.27	50										
4.01	20									日付 斗	
4.11	100									4.20 75.00	
4.12		10	付中生師	4.12	付中生師					4.20 75.00	
4.23	20		付飯長	4.23	付飯長					4.21 55.00	
4.26	10									4.21 55.00	
5.15		5	付飯長	5.15	即付飯長					4.25 60.00 見55	
5.25		5	付男成	5.25	付童子男成					10 4.25 75.00	
6.02		5	付正美師	6.02	付正美師					4.29 30.00	
6.06		2.1	付家万呂	6.06	付国守家万呂					6.04 40.00	
6.08		2	付飯長	6.08	付秘女						
6.28		2	付飯長	6.28	付遺飯長						
7.03		2	付家万呂								
7.07		2	付家万呂	7.07	付国守家万呂					7.06 30	
7.09		2	付家成女	7.09	付家成女					7.09 101 見100	
7.12		2	付家万呂	7.12	付家万呂						
7.14		3	付飯長	7.15	奥十四日下充						
7.22		3	付家万呂	7.22	付遺飯長						
7.29		2	付家万呂	7.29	付国守家万呂						
8.02				8.02	付国守家万呂					7月中一石八斗 18	
8.05				8.05	付上寺						
8.08				8.08	付国守家万呂、山守女						
8.11				8.11	付童子月足						
8.12				8.12	付童子月足						
8.13				8.13	2 付国守家万呂						
8.18					自経所流進、仍勾						
8.19				8.19	8.14					付国守家万呂 1	
8.22			5	付月足	8.18					2 付国守家万呂	
8.23											
8.24		2			8.23					1 付国守家万呂	
8.26										付山守妻	
8.29					8.26					付山守妻 6.5	
9.19-22					8.29					付山守妻 2	
9.24					9.19-22					付山守妻 5	
10.07		0.2	付家万呂	10.07	9.24					付山守妻 0.2	
11.11		6	付山守妻	11.11	10.18					付山守妻 10	
11.16		5	付山守妻	11.16	11.11					付山守妻 10.15	
11.21		2	付山守妻	11.21	11.16					10.16 6	
11.29		2	付山守妻	11.29	11.16					10.17 7.5	
11.30				11.30	11.29					10.23 6	
計 200		59.3		27	9	10				12.24 7.5 見6	
道石山寺所進文案による				道石山寺所食物用帳による				経所食物下帳による			